



2023年2月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 K A D O K A W A
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 夏 野 剛
(コード番号：9468 東証プライム)
問 合 せ 先 グループ経営企画局長 鈴木 達朗
(TEL. 03-5216-8212)

従業員向けインセンティブ・プランの継続に伴う第三者割当による
自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員向けインセンティブ・プラン運用のため、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

| | |
|------------------------|--|
| (1) 処 分 期 日 | 2023年3月10日（金） |
| (2) 処分する株式の種類 及 び 数 | 当社普通株式 467,000 株 |
| (3) 処 分 価 額 | 1株につき 2,783 円 |
| (4) 処 分 総 額 | 1,299,661,000 円 |
| (5) 処 分 予 定 先 | 三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口）） |
| (6) そ の 他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。 |

2. 処分の目的及び理由

当社及び当社子会社においては、その従業員を対象として、信託を利用したインセンティブ・プラン（以下「本制度」といいます。）を導入しているところ、本自己株式処分は、今後も本制度を継続して運用するために、本制度運用のために当社が設定した信託（以下「本信託」といいます。）の受託者に対して行うものです。なお、本信託は、2015年11月30日に当社及び当社子会社である株式会社ドワンゴにおける本制度運用のために当社が設定した信託を、2017年3月1日に当社子会社である株式会社 KADOKAWA Future Publishing（旧株式会社 KADOKAWA）における本制度運用のために当社が設定した信託に併合したものであり、現在は、当社及び上記各社を含む当社の複数の子会社（以下「当社等」といいます。）における本制度運用のために本信託を利用しております。本制度の概要につきましては、2017年2月9日付「当社子会社における業績連動型株式報酬制度及び ESOP 制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。本制度の対象となる従業員は、本信託の受益者として、本信託の受託者から、本制度導入に際し当社等が制定済みである株式交付規程に基づき決定される数の当社株式の交付を受けることとなります。

処分数量につきましては、本制度に基づき当社等の従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2022年9月30日現在の発行済株式総数 141,784,120 株に対し、0.33%（2022年9月30日現在の総議決権個数 1,410,027 個に対する割合 0.33%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は中長期的には当社等の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

| | |
|-------|--|
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行） |
| 受益者 | 当社等の従業員のうち受益者要件を満たす者 |
| 信託管理人 | 当社及び当社役員から独立した第三者 |
| 議決権行使 | 受託者は、信託の期間を通じ、信託管理人からの指図に基づき議決権を行使 |
| 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 信託契約日 | 2017年3月1日（水） |
| 信託の期間 | 2017年3月1日（水）～2027年8月31日（火）（予定） |
| 信託の目的 | 株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること |

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2023年2月21日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,783 円としております。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたしたのは、取締役会決議日直近の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の前営業日の直近1ヵ月間（2023年1月23日～2023年2月21日）の当社株式の終値の単純平均値である2,539円（1円未満切捨て）からの乖離率が9.61%、直近3ヵ月間（2022年11月22日～2023年2月21日）の当社株式の終値の単純平均値である2,501円（1円未満切捨て）からの乖離率が11.28%、あるいは直近6ヵ月間（2022年8月22日～2023年2月21日）の当社株式の終値の単純平均値である2,622円（1円未満切捨て）からの乖離率が6.14%となっております（乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、監査等委員会（社外取締役3名にて構成）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上